

平成十九年政令第二百七十六号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行令
内閣は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号トの規定に基づき、この政令を制定する。

（特別の利益を与えてはならない法人的関係者）

第一条 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第五条第三号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該法人の理事、監事又は使用人

二 当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。第六条において「一般社団・財團法人法」という。）第三百三十二条に規定する基金をいう。）の拠出者

三 当該法人が一般財團法人である場合には、その設立者又は評議員

四 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受けた金銭その他の財産によつて生計を維持する者

六 前各号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配するもの（特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者）

七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

八 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

九 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一〇 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一一 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一二 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一三 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一四 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一五 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一六 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一八 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一九 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二〇 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二一 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二二 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二三 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二四 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二五 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二六 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二八 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

二九 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

三〇 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

三一 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を行つてはならない事業）

一 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
イ 国の機関
ロ 地方公共団体
ハ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
（会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準）

第六条 法第五条第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げるものとし、同条第十二号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる勘定の額に応じ当該各号に定める額とする。

一 一般社団法人にあつては一般社団・財團法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財團法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円

二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 五十億円
(他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合)

三 一般社団法人にあつては一般社団・財團法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財團法人にあつては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

四 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 五十億円
(他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合)

五 一般社団法人にあつては一般社団・財團法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財團法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円

六 一般社団法人にあつては一般社団・財團法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財團法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円

七 第七条 法第五条第十五号ただし書の政令で定める場合は、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。

（公益目的の取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）

第八条 法第五条第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）

二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公

益に関する事業を行うものであることが定められていること。

ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。

ハ 社員その他の構成員に剩余金の分配を受ける権利を与えることができないものであるこ

二 利益を与えないものであること。

ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

附 則
一 この政令は、法の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三日政令第一〇三号）
（施行期日）

（他の同一の団体において相互に密接な関係にある者）

第五条 法第五条第十一号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（施行期日）
この政令は、令和三年七月二日政令第一九五号抄。